

公 告

支出負担行為担当官
防衛省情報本部
総務部長 伊藤 敬信

次のとおり一般競争入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1 競争に付する事項

件名	規格	単位	数量	履行期限	履行場所	要求番号	備考
食器洗浄及び清掃作業業務	仕様書のとおり (DIH-LZ-24012)	式	1	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	情報本部(喜界島)	2024-0201-13	税抜 ※9(2)イ項による

2 競争参加資格

- 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意書を得ているものは、同第70条の特別に理由のある場合に該当する。
- 防衛省競争参加資格(令和4・5・6年度の全省庁統一資格)の有資格者で「役務の提供等」の「D」等級以上に格付けされた者であること。ただし、防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を申請中の場合は、申請中の旨を証明できる者であること。
- 格付けされている防衛省競争参加資格(令和4・5・6年度の全省庁統一資格)の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則(防衛庁訓令第108号 平成18年12月26日)第18条第4項に該当する者
- 契約担当官等(他省庁含む)から指名停止等の措置を受けている者でないこと。
- 現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について契約を行おうとする者でないこと。
- 「会社更生法(平成14年法律第154号)」による更生手続開始又は、「民事再生法(平成11年法律第225号)」による再生手続開始を申立てられていない者、但し更生手続開始の決定又は、再生手続開始の決定を受けた者で、以下の①から③の書類全て提出した者を除く。
 - ①更正手続開始決定書又は再生手続開始決定書(コピー可)
 - ②許可決定に伴い定款、役員等に変更等があった場合にはそれを証明する書類(コピー可)
 - ③上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届
- 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続する有資格業者でないこと。

3 契約条項を示す場所

防衛省情報本部総務部会計課(東京都新宿区市谷本村町5-1)

4 入札説明会場及び日時

実施しない。

5 入札会場及び日時

- 入札会場:市ヶ谷駐屯地 E2棟5階 情報公開室
- 入札日時:令和6年3月5日(火) 11時00分

6 入札の無効

本公告第2項に示す競争参加資格のない者の入札、入札に関する条件(入札及び契約心得)に違反した入札は無効とする。

7 契約書作成の可否

- 契約金額が150万円を超える時は情報本部が定める契約書を、50万円を超える時は同請書を作成する。
- 適用する契約条項
役務請負契約条項
暴力団排除に関する特約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
部分払いに関する特約条項

8 保証金に関する事項

入札保証金・契約保証金免除(ただし、落札者が契約を結ばないときは、見積金額の100分の5以上を違約金として徴収する。)

9 その他

- 支出負担行為担当官への提出書類
ア 入札開始までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。
イ 代理人による入札は、入札開始までに委任状を提出すること。
- 落札者の決定方法
ア 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、入札書の最低価格の入札書を提出した者で、且つ、有効な入札を行った者を落札者とする。
イ 落札決定に当たっては、総額とし、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(税抜き価格)を入札書に記載すること。
- 下請負
現に指名停止を受けている者の下請負については、原則として認めないものとする。ただし、下請負を行うことが真にやむを得ないと認められる場合には、この限りでない。
- 入札要領
本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<http://www.geps.go.jp/>)を利用した応札及び入開札手続きにより実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札について入札時間までに入札会場へ到着したものに限り、事前に郵送する旨を連絡すること。
- その他
ア 消費税の課税業者に該当しない場合は、入札参加届を提出する際に申告すること。
イ 参考資料の提出(入札に当たり官側の希望する参考資料の提出にご協力下さい。)
参考資料の提出期限:令和6年2月14日(水)12時00分

10 本公告に関する照会先

東京都新宿区市谷本村町5番1号 防衛省情報本部会計課 担当:大西(おおにし)
TEL 03-3268-3111(内線 31752) FAX 03-5225-9641

調達要求番号：2024-0201-13

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	食器洗浄及び清掃作業業務	D I H - L Z - 2 4 0 1 2	
		大臣 承認	令和 年 月 日
		作成	令和 6年 2月 1日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成	情報本部喜界島通信所		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部喜界島通信所の食堂及び調理室において実施する食器洗浄及び清掃作業業務について適用する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、入札時又は見積書の提出時における最新版とする。

1.2.1 法令等

喜界島通信所における秘密保全並びに出入門及び立入実施要領について
(情喜通第163号。令和2年6月22日)

2 役務に関する要求

2.1 履行場所

〒891-6227 鹿児島県大島郡喜界町川嶺2913-1
情報本部喜界島通信所（調理室及び食堂）とする。

2.2 履行期間

役務の履行期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2.3 事業者の要件等及び時間

a) 就業要件

- 1) 契約相手方は、履行に必要な業務従事者を確保していることを証明するために、契約締結後速やかに業務従事予定者名簿（様式適宜）を提出すること。また、業務従事予定者名簿に変更があった場合も同様とする。
- 2) 契約相手方は、役務の履行期間中に業務従事者が配膳、調理作業等に支障を来す事のない様に、教育、健康管理及び衛生管理を行うものとする。

b) 就業時間の基準（カレンダーの赤字部分）

- 1) 作業開始 0900
- 2) 休憩 1300～1400
- 3) 作業終了 1800（1500）

2.4 作業の条件

作業に必要な器材、用具及び消耗品は官側のものを使用するものとする。

なお、長靴、帽子等髪覆い、ゴム手袋及び前掛けについては、契約相手方手配とする。

2.5 作業の項目

作業の項目は、次による。

- a) 食器類の洗浄、運搬、格納、消毒等
- b) 配膳前の食器類の準備
- c) 食堂等の清掃作業
- d) 上記各号に付随した作業等

2.6 作業内容

作業内容は、次による。

- a) 喫食者が使用した食器類を、食器洗浄機で洗浄後（汚れの取れない食器類は、スポンジ等による洗浄を行った後）、専用かごに格納し、食器消毒保管庫で消毒をする。
- b) 食器洗浄等により発生した残飯の処理を行う。
- c) 食器類は衛生的で清潔な処理を第一とし、汚れの取れない食器類については、漂白を実施したのち再度洗浄を行い、食器消毒保管庫で消毒をする。
- d) 食卓、椅子及び備付け品等を整理整頓し、ぞうきん又はふきんを使用して清掃し、汚れている箇所は洗剤を使用して洗浄清掃を実施する。
- e) 食堂の床は箒等による清掃を行い食器洗浄機室の床については、デッキブラシ等による洗浄作業後確実に水切りを行う。
- f) 食堂の配食台をふきんを使用して清掃し、汚れている箇所は、洗剤を使用して洗浄する。
- g) 食堂の手洗い場及びハンドドライヤーの清掃。
- h) 手洗い消毒液の補充、塵箱の清掃及び整理整頓をする。
- i) 食器等を収めた食器かごを定位置に配置する。
- j) 昼、夕食時における配食時の食器等の準備をする。
- k) 清掃作業終了時は、使用した用具は洗浄し、所定の場所へ格納する。
- l) 食卓備え付けの調味料等の整理整頓及び補充をする。
- m) 給茶器を清掃した後、お茶葉の量を確認し、飲用可能な状態にする。
- n) 配食終了後、配食用給食器材の清掃をする。
- o) 前各号の作業は、次の配食に支障のない時間までに終了させなければならない。
- p) 喫食時間中の食器類は常に途切れることなく補充し、整理整頓する。
- q) その他、細部については、監督官の指示によるものとする。

2.7 作業時間の内訳

作業時間の内訳は表1を基準とする。（カレンダー赤字は表2）

表1－作業時間の内訳

時間	作業内容
0900～1030	朝食後の食器等の洗浄、調理器材等の洗浄作業。
1030～1130	食堂内の清掃及び調味料の補充、昼食前の食器等の準備。
1130～1300	昼食後の食器洗浄及び後片付け。
1300～1400	休憩。
1400～1500	調理器材の洗浄作業、食堂内の清掃。
1500～1630	夕食前の食器等の準備。
1630～1800	夕食後の食器洗浄作業、調理器材の洗浄作業。

表 2－作業時間の内訳

時 間	作 業 内 容
0900～1030	朝食後の食器等の洗浄，調理器材等の洗浄作業。
1030～1130	食堂内の清掃及び調味料の補充，昼食前の食器等の準備。
1130～1300	昼食後の食器洗浄及び後片付け。
1300～1400	休憩。
1400～1500	調理器材の洗浄作業，食堂内の清掃。

2.8 洗浄する食器類及び数量

洗浄する食器類及び数量は，表 3 を基準とする。

表 3－食器類及び数量（1／日）

種 類	作業区分 朝食作業	昼食作業	夕食作業
飯わん	40個	80個	50個
汁わん	40個	80個	50個
大皿又は区分皿	0個	80個	50個
小皿	40個	0個	0個
小鉢	0個	80個	50個
カレー皿	0個	80個	0個
スプーン	0個	80個	0個
湯のみ	40個	80個	50個
はし	40膳	80膳	50膳
お盆	40枚	80枚	50枚
備考	昼食作業のカレー皿，スプーンは週1回，カレンダーの赤字の日の食器の数量は，上記の昼は1/3、夕はなし、朝（パン食以外）は1/2を基準とする。		

2.9 清掃する食堂の面積等

清掃する食堂の面積等は，表 4 を基準とする。

表 4－清掃する食堂面積等

区 分	単 位	面積及び数量
食堂	m ²	100
食器洗浄室	m ²	15
食卓	個	12
椅子	個	51
配膳台	台	4
作業台	台	5

3 品質保証

3.1 監督及び検査

契約相手方は、本契約の監督及び検査について、支出負担行為担当官の定める監督及び検査実施要領により受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表5による。

表5－提出書類

番号	名称	提出先	部数	提出時期	備考
1	立入申請書	監督官	1部	契約締結後速やかに	4.2のとおり
2	業務従事予定者名簿		1部		様式適宜

4.2 施設への立入り

契約相手方は、この役務の履行に先立ち、従事する者の入門及び立入りに関して、喜界島通信所における秘密保全並びに出入門及び立入実施要領（情喜通第163号。令和2年6月22日）に基づき立入申請を実施し、立入権者の許可を得た後、立入るものとする。

4.3 秘密保全・情報保証

- a) 契約相手方は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入若しくは協力してはならない。また、この役務全般において守秘義務を負うものとし、知り得た官有施設、装備品の状況並びに個人情報等に関する一切の情報について、契約履行中及び契約終了後を問わず、漏えい又は他に利用しないことを誓約するものとする。
- b) 契約相手方は、この役務の履行に先立ち、携帯型情報通信機器等を持ち込み使用することが必要な場合は、事前に官側と調整し、許可を得るものとする。

4.4 衛生に関する事項

契約相手方は、作業に従事するものに対し、部外医療機関において、毎月、腸管出血性大腸菌O157検査を含んだ菌検索を実施し、その結果を官側に提出するものとする。

4.5 官側における支援

契約相手方は、役務の履行に伴い官側の支援を必要とする場合は、事前に官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができるものとする。

- a) 現地における電力、ガス及び水の使用。
- b) その他、支出負担行為担当官等が必要と認めたこと。

4.6 作業員の交代

業務従事者の勤務態度及びその他の理由により官側が不相当と認めた場合は、契約相手側に対して交代を指示することが出来るものとし、契約相手側はその指示に従うものとする。

5 仕様書の疑義

契約相手方は、この仕様書において疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

4月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

6月						
月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

8月						
月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

10月						
月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

12月						
月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2月						
月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

5月						
月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

7月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9月						
月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

11月						
月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

1月						
月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

3月						
月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						